

## 水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水俣市移住定住お試しハウスの設置等に関する条例（令和4年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2条 水俣市移住定住お試しハウス（以下「お試しハウス」という。）は、総務企画部地域振興課の所管とする。

(使用の許可)

第3条 お試しハウスを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ電話等による仮申請を行い、原則として使用開始日の14日前（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）までに水俣市移住定住お試しハウス使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び活動計画書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により市長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 市長は、提出された申請書及び活動計画書の内容を審査して使用の適否を決定し、その結果について水俣市移住定住お試しハウス使用許可決定通知書（様式第3号）又は水俣市移住定住お試しハウス使用不許可決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(使用許可の申請回数等)

第4条 前条に規定する使用許可の申請は、同一年度内において2回までとする。

2 年度を越えての使用許可の申請はできない。年度を越えて継続して使用する場合は、それぞれの年度ごとにそれぞれの使用許可申請をするものとする。

(使用期間の延長)

第5条 第3条第2項の規定により許可を受けたのち、当初の使用期間を延長して使用しようとするときは、申請書により延長の申請を行わなければならない。ただし、延長できる期間は、条例第6条第2項に規定する使用期間の範囲内とする。

(修繕費用の負担)

第6条 お試しハウス及び備品の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、条例第10条に該当する場合はこの限りではない。

(使用者の遵守事項)

第7条 第3条第2項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例第7条に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) お試しハウスの使用開始日に市長が指定する職員（以下「職員」という。）から当該施設の鍵を受け取り、施錠するなど善良に管理すること。鍵を紛失したときは、速やかに職員にその旨を報告しなければならない。
- (2) 火気の取り扱いに注意し、備品等を適切に扱うこと。
- (3) 飲食費、衛生用品等の日常消耗品費、寝具類のリース料、お試しハウスの備品以外の器具等に要する経費は使用者で負担すること。
- (4) 滞在中に出たごみは、使用者で処分すること。
- (5) お試しハウスの使用期間が満了したときは、施設を原状に復し、活動報告書（様式第5号）を添えて、直ちに職員に鍵を返却すること。

- (6) 犬や猫などのペットを飼育してはならない。ただし、介助犬等使用者の補助等を目的とする場合等、市長の承認を得たときはこの限りではない。
  - (7) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為をしてはならない。
  - (8) 興行の行為をしてはならない。
  - (9) 文書、図書、その他の印刷物の貼付又は配布をしてはならない。
  - (10) 展示会、その他これに類する行為をしてはならない。
  - (11) 宗教の普及、勧誘、儀式、政治活動その他これに類する行為をしてはならない。
  - (12) 申請書に記載された者以外を居住させてはならない。
  - (13) 周辺の環境を乱し、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
  - (14) その他お試しハウスの使用にふさわしくない行為をしてはならない。
- (決定の取消)

第8条 市長は条例第9条規定により許可を取り消した場合は、水俣市移住定住お試しハウス使用許可取消通知書(様式第6号)により使用者に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭で許可を取り消した後に、使用者に書面で通知するものとする。

(立入り)

第9条 市長は、お試しハウスの防火、火災の延焼、構造の安全その他の体験施設の管理上特に必要があると認めるときは、使用者の承諾を得ずに施設内に立ち入ることができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。